

## 令和2年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 令和2年12月14日
2. 招集の場所 可児市役所5階全員協議会室
3. 開 会 令和2年12月14日 午前8時59分 委員長宣告
4. 協議事項
  - 1 付託案件
    - 議案第76号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第77号 可児市国民健康保険診療所条例を廃止する条例の制定について
    - 議案第78号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第83号 指定管理者の指定について
    - 議案第84号 指定管理者の指定について
    - 議案第85号 指定管理者の指定について
    - 議案第86号 指定管理者の指定について
    - 陳情第3号 人生百年時代におけるシルバー人材センターの決意と支援の要望
    - 陳情第4号 福祉保育職場の配置基準と賃金の引き上げの実現を目指し国に対し意見書提出を求める陳情
  - 2 報告事項
    - (1) 新型コロナウイルス感染症の市内の感染状況について
    - (2) ふれあいの里可児の譲渡について
    - (3) 第6次可児市障がい者計画の策定について
    - (4) ひとり親世帯臨時特別給付金再支給について
    - (5) 第8期可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について
    - (6) 可児市介護保険条例の一部を改正する条例について
    - (7) 可児市教育委員会いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について
    - (8) 兼山小学校の児童数の状況について
  - 3 協議事項
    - (1) 少人数学級の推進及び教職員の定数改善を求める意見書(案)について
    - (2) 議会報告会での意見について
5. 出席委員 (7名)

委員 長 板 津 博 之	副 委 員 長 松 尾 和 樹
委 員 伊 藤 健 二	委 員 山 根 一 男
委 員 川 合 敏 己	委 員 勝 野 正 規
委 員 中 野 喜 一	

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

こども健康部長	伊左次 敏 宏	教育委員会事務局長	瀬 瀬 新 吾
高齢福祉課長	加 納 克 彦	福祉支援課長	飯 田 晋 司
介護保険課長	佐 橋 裕 朗	国保年金課長	東 城 信 吾
子育て支援課長	水 野 伸 治	健康増進課長	古 山 友 生
教育総務課長	石 原 雅 行		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	宮 崎 卓 也	議会総務課長	梅 田 浩 二
議会事務局 書 記	下 園 芳 明	議会事務局 書 記	土 屋 晃 太郎

○委員長（板津博之君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、執行部については、必要最小限の出席にとどめておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。なお、大澤福祉部長におかれましては、身内の御不幸のため本日は欠席とさせていただきますので御了承願ひします。

それでは、これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、初めに1. 付託案件、議案第76号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（東城信吾君） 議案第76号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

資料番号4、提出議案説明書の3ページを御覧ください。

このたびの改正は、地方税法等の改正に伴うものになります。

それでは、内容について説明いたします。

初めに、委員会資料のナンバー1を御覧ください。A4の横書きのものでございますが、平成30年度税制改正に伴う国民健康保険税の軽減判定基準の改正になります。

平成30年度税制改正では、働き方改革を推進するため、個人所得課税において給与所得控除・公的年金等控除が10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられました。

国民健康保険税では、低所得世帯に対し均等割額及び平等割額の7割、5割または2割を減額する制度がありますが、税制改正で所得情報を用いている軽減判定に影響が及ばないよう基準額の算定方法を改正するものでございます。

資料の下段に現行から改正後としてお示ししておりますが、従前であれば、軽減対象となる世帯について不利益が生じないよう規定を整備いたします。

それでは、資料番号1、議案書の10ページを御覧ください。

第23条は、国民健康保険税の減額規定です。第1号は、均等割額及び平等割額の7割軽減、11ページの第2号は5割軽減、それから12ページの第3号は2割軽減で、それぞれ対象となる所得要件と減額する金額を規定しております。

左側ですけれども、改正前の第1号、7割軽減の要件は、前年の総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円を超えない世帯、11ページの第2号、5割軽減の要件は、33万円に世帯人数ごとに28万5,000円を加算した金額を超えない世帯、それから12ページの第3号、2割軽減の要件は、33万円に世帯人数ごとに52万円を加算した金額を超えない世帯というように現行では規定しています。

それで、これらの規定中、判定の基礎としている33万円という金額は、住民税の基礎控除

額を援用しており、このたびの税制改正では、これが10万円引き上げられて43万円になりましたので、改正後の第1号から第3号の規定もそれぞれ43万円に改正いたします。

また、10ページの改正後の第1号、3行目からの括弧書きの内容は、被保険者及び特定同一世帯所属者、この特定同一世帯所属者とは、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を指しますけれども、これらのうちで給与所得及び公的年金等に関する所得を有する者が複数人いる世帯の場合、軽減判定基準額に2人目以降の基礎控除額の10万円引上げ分を反映させるために、給与所得者等の人数から1人を除いた人数分の10万円を加算することと規定いたしております。なお、第2号及び第3号の括弧書きについても第1号と同じ内容でございます。

次に、12ページの第23条の2は、所得税法の法律番号が改正後の前条第1号に規定されるため削ります。

13ページの付則第4条は、公的年金等に係る課税の特例について地方税法第703条の5の読替規定を山林所得金額まで含めることとし、65歳以上の公的年金等収入については軽減判定の際に公的年金等控除にさらに15万円を加算することとしておりまして、第23条中の110万円を125万円に読み替えるという規定になります。

施行日は、地方税法施行令の改正に合わせ令和3年1月1日からとし、令和3年度分の国民健康保険税から適用いたします。

議案第76号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明は以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第76号に対する質疑を行います。よろしいですか。発言ないですね。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論もございませんね。それでは、討論を終了といたします。

これより議案第76号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第76号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号 可児市国民健康保険診療所条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（東城信吾君） 議案第77号 可児市国民健康保険診療所条例を廃止する条例

の制定について説明いたします。

資料番号4、提出議案説明書の3ページを御覧ください。

このたびの改正趣旨は、地域の医療機関の状況等を踏まえ、公設診療所としての役割を果たしたことにより可児市国民健康保険診療所を廃止するものでございます。

それでは、委員会資料のナンバー2を御覧ください。

こちらは、11月24日開催の市議会全員協議会で配付させていただいたものとはほぼ同内容ですけれども、改めて説明いたします。

診療所の沿革としましては、昭和29年に久々利村の国民健康保険診療所として開設し、昭和30年の町村合併で可児町の診療所となりました。昭和54年に建物を新築し、平成9年まで清水医師が務められまして、その後一時医師会による医師の交代制となりましたが、平成12年7月から熊谷先生が常勤医師となり、今日に至っております。

このたびの経緯は、令和2年9月に熊谷先生から今年度末での退職願が提出され、受理いたしました。20年間にわたり使命感を持って続けていただきましたが、医師会の中でも後任の当てはなく、以前のような交代勤務による対応も今日では当時と状況が大きく異なっており、困難とのことでございます。

可児市事業評価市民委員会につきましては、平成23年度から25年度までの3年間にわたり市民委員による本市の事業点検が行われました。平成25年度には、久々利診療所について利用者数の減少や交通機関の発達、赤字経営の指摘などの理由から閉鎖してくださいとの意見が報告されました。本市は、十分時間をかけて慎重に検討すると回答しております。また、当時、久々利自治連合会において診療所についてのアンケート調査が行われ、閉鎖もやむを得ないとの回答が半数以上でございました。こうした経緯を踏まえ、診療所の存続について慎重に検討した結果、このたび3に記述した理由により廃止するとの判断をしたところでございます。

まず1点目は、現在半径4キロメートル以内に複数の医療機関が存在しており、無医地区であった以前の状況は解消されているということ、2点目は、市内の他の医療機関への移動手段としてデマンドバスが御利用いただけること、3点目は、利用者数が年々減少し、昨年度実績で1日当たり平均5.3人、インフルエンザ予防接種の人数を除く実質的な診察は平均3.0人と大変少なく今後も増加の見込みがないこと、4点目は、国民健康保険事業特別会計の直診勘定について一般会計から毎年度900万円を繰入れしており、実質赤字が常態化していること、5点目は、施設の老朽化が進み、今後ますます修繕や改修等の経費がかさむと見込まれ、施設が古いため耐震面においても難があるということ、そして6点目は、平成25年当時の久々利地域のアンケート調査で閉鎖もやむを得ないとの回答が半数以上であったということ、以上が廃止の主な理由です。

熊谷先生の退職は一つの契機ですけれども、後任の医師ということに関わらず現状を総合的に検討した結果、医療機関が少なかった当時の地域医療の提供や公衆衛生の向上といった公設診療所としての所期の目的は達成しており、今後はその役割を他の民間医療機関に委ね

ることができるものとの判断により、今年度末をもって廃止したいということでございます。現在のコロナ禍におきましては、来年度大幅な税収減が見込まれており、より一層厳しい財政状況の中で診療所の閉鎖についてやむを得ないと判断したところでございます。

資料の裏面を御覧ください。

国民健康保険運営協議会につきましては、11月5日開催の第4回国民健康保険運営協議会において国民健康保険診療所条例を廃止する条例の諮問を行い、原案どおり全会一致で賛同いただき答申を受けております。

また、5の地元への説明につきましては、11月10日に久々利自治連合会の会長・副会長・会計と久々利生産森林組合長の四役に説明し、了承いただき、改めて11月13日に久々利地区社会福祉協議会の会議で各地区自治会長や久々利生産森林組合長、民生委員、赤十字奉仕団の代表者等、地域の役員の皆さんに説明させていただきましたところ、その場での質問や御意見は特にございませんでした。

6の今後の対応等につきましては、現在よく御利用いただいている47名の方の転院等の対応を最優先で丁寧に行うこと、保健所等への届出など諸手続を順次進めていきたいというふうに考えております。

以上が経緯と廃止理由でございます。

続きまして、廃止条例について説明させていただきます。

資料番号1、議案書の14ページを御覧ください。

本則により、可児市国民健康保険診療所条例を廃止します。

附則第1条、施行日は令和3年4月1日です。これに伴い附則第2条のとおり、可児市国民健康保険診療所診療料及び手数料徴収条例を廃止します。

附則第3条は、職員の定年等に関する条例第3条について、診療所の医師に関するただし書を削ります。

附則第4条は、職員の給与支給に関する条例第10条の初任給調整手当について、15ページの第1項第1号の診療所の医師に係る規定を削除し、第2号及び第3号を1号ずつ繰り上げいたします。

続いて、附則第5条は、可児市国民健康保険条例第16条の保健事業に係る規定について、3行目に同法を加えるとともに、16ページの第2項、市が実施する保健事業のうち診療所の設置を削り、必要な事業を行うとの文言に改めます。

議案第77号 可児市国民健康保険診療所条例を廃止する条例の説明は以上です。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

それでは、これより議案第77号に対する質疑を行います。

○委員（勝野正規君） 診療所長を退職されるということは、医師を辞めるということとは別なんでしょうか。

○国保年金課長（東城信吾君） 今回、熊谷先生は久々利国民健康保険診療所の診療所長をお辞めになられるということだけでございますので、医師については続けられるということで

ございます。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○委員（勝野正規君） ちょっと記憶だけで申し訳ないですけども、久々利診療所というのは、災害時の医療キットが置いてあるという確認。昔あったような気がしますけど、今は災害時の医療キットというのはもう置いていなかったんですか。

○国保年金課長（東城信吾君） 今現在そうしたものは置いてございません。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○委員（山根一男君） 11月10日に久々利自治連合会の会長とかを訪ねたということですけど、その辺り、どのような意見があったか記録があれば教えていただきたいですが。

○国保年金課長（東城信吾君） 11月10日は久々利地区センターのほうへ私どもが出向きまして、四役の方とお話をさせていただいたんですが、福祉部長のほうから今説明させていただいたような市の方針について説明させていただきまして、久々利地区のために貴重な市の一般財源を投じていただいているということで、やはりやむを得ないというような御理解をいただいたということなんですけれども、四役の胸にとどめておくだけではちょっと荷が重いようなことをおっしゃられまして、11月13日に久々利地区社会福祉協議会の会議があって、各種団体の役員がほぼ出てくるので、改めてそこで話をしてほしいということをおっしゃられましたので、改めて行かせていただいて説明したというような状況でございます。以上です。

○委員（山根一男君） 11月13日には何か、各自治会長から御意見なり、続けてほしいとかいう要望はありませんでしたか。

○国保年金課長（東城信吾君） 11月13日は会議の冒頭に説明させていただきましたが、質問や御意見は全くいただきませんでした。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○副委員長（松尾和樹君） すみません、今の荷が重いという部分でなんですけれども、そうするとやはり6番、今後の対応というところで、現在の利用者47名への転院等の対応などを順次進めるというところがとても大事になってくると思うんですけども、3月末にここを閉じて、その後のここに書かれている対応というのは、予定どおり行うことができそうということでしょうか。

○国保年金課長（東城信吾君） まず地元への説明につきましては、今は議会上程中ということでしたので、並行して役員さん方にまで少しお話をさせていただいているんですけども、議決をしていただいた後に地元への周知をする必要がありますので、周知については広報「かに」、それから地元への回覧文書での周知を今考えております。

それで、一番影響があります患者さん方、先ほど言いました47名の方なんですけれども、この方々にも順次お一人ずつ説明をさせていただいて対応していくということなんですけど、今47名の中で、地元の久々利、柿下の方は35名です。それ以外の方は御嵩町とか土田とか別の地区からいらっしゃっている方が少しおられます。それで、35名の中でもさらにお薬を定

期的に処方を受けて通っていらっしゃる方は18名というような状況でございまして、そうした方々に特に丁寧な対応が必要かと思っておりますけれども、基本的にはまず閉院させていただくということを御理解いただいて、その上で4月以降のお医者さんの御相談をさせていただくと。必要があれば先生のほうが紹介状を書きますし、大きな病院だと紹介状が要る場合があるんですが、通常そこまで必要ないんじゃないかというふうには思っておりますが、処方しておる薬剤明細とかそうしたものもお出しさせていただくというようなことも考えておりました。あと移動手段のない方については、一応市のデマンドバスの御案内をさせていただいて、別のところへ通っていただけるような対応を一人一人やっていきたいと思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

○委員（伊藤健二君） 廃止の案につきましては、久々利自治連合会がアンケート調査の結果で出した、閉鎖もやむを得ない、この立場で、廃止案についての賛成の討論です。

私のほか、もう一名はこの国民健康保険運営協議会の構成委員ということで、11月5日に開催された国民健康保険運営協議会でこの廃止条例案について御説明を受けました。また、この場には国民健康保険運営協議会委員のお一人でもありました担当医師、現可児医師会長もおられまして、古くからのお付き合いもありましたのでこの方の健康状態等についてもお聞きをすることができましたし、最近では御高齢のため、健康管理上も課題があるということはお聞きをしておりました。

こうした状況の中で、まさに医療の柱となる医師の継続については、気持ちとしては、ずっと支えてきた診療所であるのでやっていきたいという思いがおりながらも、体調を含めた健康管理、そして患者さんへの責任を全うしていくという点では、きちんとした対応を取らざるを得まいという御判断に立ち至ったようであるというふうに受け止めました。

そうした結果としては、この公設診療所ではありますが、現在持っている医療に対する行政体としての判断基準をきちっと押さえた上で、また地域への説明等については万全を期して対処していただくということを前提に、国民健康保険運営協議会としては全会一致で、全員一致でやむを得ないということで、廃止を了承する答申を出したということでありました。

そうしたことでございますので、開設時には昭和29年から、そして昭和54年の新築に至るこの時点から数えましてももう42年、耐震の問題を含め、様々な総合的な視点で検討すると、今日この時点での判断としては、公設診療所としては一旦閉じ、そして地域への説明も十分行って、対応策に抜かりなく対処していくということで、やむを得まいというふうに判断をいたしました。その立場で私は、この議案に賛成をいたします。よろしく御理解いただきたいと思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕



発言もないようですので、討論を終了といたします。

それでは、これより議案第77号 可児市国民健康保険診療所条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第77号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（加納克彦君） それでは、議案第78号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

資料番号1、議案書のほうは17ページ、資料番号4、議案説明書の3ページの一番下をお願いいたします。

現在、地域支援事業における任意事業として実施をしております高齢者等介護用品購入助成事業についてでございますが、国による任意事業の見直しにより市町村特別給付等への移行、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止、縮小に向けて検討することとされました。本事業は、高齢者等及びその家族の経済負担の軽減を図るものであり、在宅介護を支えるためにも継続していく必要があると判断をいたしまして、介護保険法第62条に規定する市町村特別給付へ移行し実施するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としましては、第1条の次に新たに第1条の2を加え、第1項では、市町村特別給付として介護用品の購入費を支給することについて、第2項では、介護用品購入費の支給に関して必要な事項は市長が別に定める旨を規定いたします。

第2条は、第1条の2を加えたことにより所要の条文整備を行うものでございます。

施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第78号に対する質疑を行います。発言ございませんね。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、討論を終了といたします。

これより議案第78号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第78号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第83号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長（水野伸治君） 議案第83号 指定管理者の指定について御説明をさせていただきます。

資料番号1の議案書は28ページでございます。資料番号4、提出議案説明書は5ページ、下から2つ目になりますのでお願いします。ただし、説明のほうは、委員会資料の資料番号3、指定管理者の指定に関する資料（議案第83号関連）により御説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

この議案は、可児市児童館、児童センター計4館に關します指定管理者の指定期間が令和2年度をもって満了することから、新たに指定管理者を指定するものでございます。

業務の内容につきましては、児童の健全な育成に資する事業の実施、施設の維持管理などでございます。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

指定管理者の候補の選定につきましては、公募型プロポーザル方式としまして、市の広報紙とホームページによりまして周知を行いまして、本年8月11日から9月11日までの1か月募集を行いましたところ、1団体から申請がございましたので、本年10月2日に外部委員5名で構成する指定管理者選定評価委員会を開催いたしました。申請者によるプレゼンテーションを受けましてヒアリングと審査を実施しました。そこで選定基準に基づいた採点を行っていただきました。

資料の裏面をお願いいたします。こちらに採点結果を載せてございます。

一番右の欄の選定事業者得点が各審査項目におけます選定評価委員会委員による採点の平均点になっております。合計得点100点満点中87.25点となりまして、委員会において基準点といたしました60点を上回る結果となりました。そして、指定管理者の候補者として選定されてございます。

この結果を踏まえまして、可児市児童館の指定管理者としてシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

それではこれより、議案第83号に対する質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） 多少聞きにくいことをお聞かせいただくかもしれませんが、議案第83号関連で、児童センターの指定管理についてをお尋ねするわけですけれども、たまたま他の

資料も一緒に見ますと、シダックス大新東ヒューマンサービス関連については御説明のあった87.25点、いわゆる点数化した審査の結果については大変高い、90%に迫る内容になっている。片や他のものについては、ふれあいの里可児、可児市障がい者通所施設等についていうと、78とか、他も70台です。

ここだけ大変高いなという印象を持ったんですが、まず一つ、この審査をする評価委員会の構成は一つ一つが違うんでしょうか。それとも、福祉は福祉方面で分野的にメンバーが構成されているとか、全てを共通した評価委員でやっていて、同じ人が出した評価なんだけど、いろいろ心証を含めて総合評価としては高い点がついたということなんですか。評価委員の心の中まではなかなか分かんと思うんで、基準に基づいていろいろと対応されるんだと思いますが、まず1点目。メンバーは同じかどうか。ここだけ高い印象を受けたけど、これは何か理由でもあるのかということですが。

○子育て支援課長（水野伸治君） 財政課が担当しておりますが、今回この評価委員会につきましてはいろいろ部会を設けてございまして、私どものこども健康部の所管と福祉のほう、5名の方は一緒の委員でやっていただいておりますが……。

ちょっとお待ちください。

すみません、委員会が違いました。申し訳ございません。ちょっと資料がございません。すみません。

○委員長（板津博之君） 暫時休憩します。

休憩 午前9時35分

---

再開 午前9時36分

○委員長（板津博之君） 再開します。

後ほど確認して報告いただくということでもよろしかったですね。

じゃあ、次の質疑。

○委員（伊藤健二君） 審査結果の一番最下部、合計欄の1つ上に、その他、施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているか。設置目的、目的達成のために能力があるかないかを聞いているわけですが、情報管理、個人情報問題だとか、危機管理とか、地域経済、この評価は8.50で、最低限のレベルは達しているわけですけど、地域経済への貢献という項目自体はよく理解ができないんだけど、どういうことを期待してこの地域経済の貢献という審査項目があるんでしょうかね。

例えば、この児童センターについていうとあまり。これは統一書式で書いてあるので一番最後に出てきているけど、どう評価したかは分かる分らない、その辺はどうなんですか。

○子育て支援課長（水野伸治君） 地域経済ということで御質問いただいた件でございますが、私どものほうは各児童館が地域においてどれだけ連携していかれるかということも求めさせていただいております。その結果の経済といいますか、双方の地域と、事業者のほうと、

児童館のほうと、これが経済的にということで、文句として打たせてはいただいております。

次に、先ほど私のほうで御質問いただいた件で、大変申し訳ございませんでした。

委員の構成につきまして、3委員会設けてございます。高齢者福祉の施設のほうで5名を委員会として1つの委員会。それから児童社会福祉、それから体育施設として5名の委員の2つ目の委員会。最後に地域づくり関連施設ということで、文化創造センターとか多文化共生センターの委員会3つで委員会が構成してございます。申し訳ございませんでした。

○委員長（板津博之君） 伊藤健二委員、よろしかったですか。

ほかにこの件について、質疑ございませんでしょうか。

○委員（山根一男君） こちらの児童センターに関しましては、何委員会で、どういう方が、5名ですか、なられているかというのは、ある程度説明できますか。

○子育て支援課長（水野伸治君） 児童社会福祉施設の関係の委員会ということで、学識経験者がお一人、中部学院大学の教授。専門職としてお二人が、税理士なり行政書士の方がお二人見えます。あと、市民の委員の方で、私どもの委員会のほうは児童委員をやってみえます方とか、スポーツ推進委員の方で、代表の方5名で構成させていただいております。以上です。

○委員（山根一男君） 平均という形でしか見られないんですけども、例えば5人のそれぞれの点数がどのようにつけられたかとか、そういうのは公表するおつもりはないでしょうか。

○子育て支援課長（水野伸治君） 5名の採点につきましては、名前のほうは伏せさせていただいて公表する予定ではありますが、特に市民につきましては伏せさせていただいております。以上です。

○委員（山根一男君） ばらつきがどの程度あるかというのは、参考になるといいますか、見方が主観的なところで極端な数字があったり、あるいは恣意的と言っただけではないんですけど、そういうことはないのかどうかということを検証する上でも、本当はその辺の最大と最小を省いたりする場合がありますけれども、一応これは全くの平均ということでこのような数字を出してきているのでしょうか。

○子育て支援課長（水野伸治君） はい、そうです。

あくまでも平均という形で今回出させていただきましたけど、合計得点でも85点から89点の開きの中での平均になりますので、ほぼほぼ皆様そんなに大きな差はなかったということで御報告させていただきたいと思います。また、先ほど5名の採点について名前を伏せた状態で公表する予定と答弁しましたが、委員それぞれの採点結果については公表しない方針とのことですのでよろしくお願いします。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございますか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、質疑は終了といたします。

続いて討論を行います。

討論ございませんね。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了といたします。

これより議案第83号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第84号 指定管理者の指定についてから議案第86号 指定管理者の指定についてまでの3議案を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（加納克彦君） それでは、議案第84号から第86号までの指定管理者の指定について一括して御説明をいたします。

この3議案につきましては、可児市老人福祉センター3館の指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了することから、新たに指定管理者を指定するものでございます。

資料番号1の議案書は29ページから31ページ、資料番号4の議案説明書は5ページから6ページでございます。

説明につきましては、委員会資料として提出をしております資料番号4、5、6の指定管理者の指定に関する資料、こちらを使いまして御説明をさせていただきます。

まず議案第84号は、可児川苑の指定管理者を指定するものでございます。

委員会資料4を御覧ください。

指定管理者の業務内容は、施設の維持管理、各種相談、教養講座の実施などでございます。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

次に、指定管理候補者の選定についてでございますが、公募型プロポーザル方式としまして市の広報紙及びホームページで周知を行い、令和2年8月11日から9月11日までの1か月間募集を行った結果、申請者としましては現行の指定管理者1団体のみでございました。

令和2年10月14日に、外部委員5名による指定管理者選定評価委員会において申請者によるプレゼンテーションを行った後、ヒアリング及び審査を実施し、選定基準に基づき採点を行っていただきました。

資料裏面に採点結果を載せておりますが、採点による平均点数は100点中72点で全委員の採点が基準点である60点を上回り、指定管理の候補として選定されております。

その結果を踏まえまして、可児川苑の指定管理者として、公益社団法人可児市シルバー人材センターを指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、委員会資料5を御覧ください。

議案第85号は、福寿苑の指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者の業務内容及び指定期間は、可児川苑と同様でございます。

次に、指定管理候補者の選定についてでございますが、こちらも公募型プロポーザル方式とし、1か月間募集を行った結果、申請者は現行の指定管理者1団体のみでございました。

令和2年10月14日の指定管理者選定評価委員会において審査した結果、採点による平均点数は100点中78.8点で全委員の採点が基準点である60点を上回り、指定管理の候補者として選定されております。

その結果を踏まえまして、福寿苑の指定管理者として、社会福祉法人可児市社会福祉協議会を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、委員会資料6を御覧ください。

議案第86号は、やすらぎ館の指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者の業務内容及び指定期間は、他の老人福祉センターと同様でございます。

当該施設につきましても公募型プロポーザル方式とし、1か月間募集を行った結果、こちらも申請者は現行の指定管理者1団体のみでございました。

令和2年10月14日の指定管理者選定評価委員会において審査した結果、採点による平均点数は100点中70.2点で全委員の採点が基準点である60点を上回り、指定管理の候補者として選定をされてをおります。

その結果を踏まえまして、やすらぎ館の指定管理者として、公益社団法人可児市シルバー人材センターを指定することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第84号から議案第86号までに対する質疑を行います。

○委員（山根一男君） どれも1団体しかないということですが、公募型プロポーザルの方法をどのような形でやられていて、応募というか、問合せも何もなかったのかどうか、この1団体以外。その辺の状況を教えてくださいませんか。

○高齢福祉課長（加納克彦君） 公募型ですので、先ほどもお話しさせていただきましたように広報「かに」、ホームページ等で募集をかけました。その結果、質問された事業所、団体等もございませんでした。現行の指定管理者からの問合せしかございませんでした。以上です。

○委員（山根一男君） この3つを比べますと、シルバー人材センター、もしくは社会福祉協議会ですけれども、シルバー人材センターの点数よりも社会福祉協議会のほうが高いと、そういう比べ方がいいのかどうか分かりませんが、ということは、その2社につきまして、それぞれ違うところに応募するという、それはその団体考えですから何とも言えませんが、結局同じところが同じところにしかしない。逆に、違うところに対して募集をするとか、そのようなことは考えられないことなんでしょうか。ちょっとこれを聞くのはおかしいですかね、すみません。

○高齢福祉課長（加納克彦君） そのことに関しましては、やはり事業者側の判断となりますので、やはり今までやってきたところで引き続きやりたいよという考えが強かったのではな

いかと考えております。以上です。

- 委員（山根一男君） 項目の中で、その他、施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているかというところで、可児川苑の議案第84号のところでも、一番ここが点数的には低いんですけども、類似施設の運営実績というのは、どういうことを意味しているんでしょうか。
- 高齢福祉課長（加納克彦君） すみません、もう一度最後のところをお話しただけだと思います。
- 委員（山根一男君） 類似施設の運営実績というところ、5点のところ3.2点ということで、100点満点にすると64点ということで低いんですけども、類似施設の運営実績というのはどういう意味なのか、ちょっと私にはよく分からないんですけども、その辺説明をお願いします。
- 高齢福祉課長（加納克彦君） 類似施設のことですので、同じような老人の方の福祉の向上を扱うというところの施設のことだというふうに解釈しておりますが、こちらにつきましては、大体が委員5名の方の結果を見ますと、やはり平均点である3点が多かったということで、若干4点とつけられた方も見えたということで、大体平均点でつけた評価をされておるという状況でございました。
- 委員（山根一男君） そういう意味ではなくて、類似施設の運営実績というのは、この申し込まれた事業体が、ほかの施設の実績を言われているのか、何を意味してこの類似施設の運営実績ということか、ちょっと私には理解できないんですけど、お願いできますか。
- 高齢福祉課長（加納克彦君） 企業によっては、ほかにも施設を抱えているところはあると思うんですが、シルバー人材センターについてはなかったと思います。ただ、社会福祉協議会につきましては、同じような施設、若干ちょっと違いますが、デイサービスの関係とかそういうところも扱っている施設がございますので、そういったことになると思います。
- 委員（山根一男君） そうすると、そういう運営実績がないところがゼロになるというか、こういう項目を上げるのはなぜなんですか。
- 高齢福祉課長（加納克彦君） ないところは、現状今まで行っていただいた施設を評価することだと考えております。
- 委員長（板津博之君） ほかに質疑はございますか。
- 委員（川合敏己君） これまでのこの3館は、たしか令和3年3月から入浴サービスが全部なくなりますよね。そういった意味で、何かサービス内容に変更等々は出てきているんでしょうか。
- 高齢福祉課長（加納克彦君） 御承知のとおり、お風呂の廃止とか、デイサービスの廃止がございましたので、プロポーザル、御提案いただく中には、そのスペースをいかに有効活用して、老人の方の居室の向上とかそういったものに充てていただけるかというところをプレゼンテーションにおいて提案をしていただきました。その結果、アンケートを取られたという事業所がございまして、基本的には体を動かしたいということで、エアロバイクを置いてほ

しいとか、卓球台を置いてほしいとか、ちょっと変わったところではマージャンの部屋を設けてほしいとか、そういった御要望がありますので、提案としましては、今後、デイサービスの施設を活用してそういった部屋にマージャン部屋を設けるとか、エアロバイクその他の体を動かす器材を設置しながら、高齢者の方の健康増進に充てていくよという御提案がございました。

○委員（川合敏己君） 指定管理料の変更等々は、この3館のうちございますか。

○高齢福祉課長（加納克彦君） 若干見直しをしましたので、2館については指定管理料を下げます。1館につきましては、これはやすらぎ館ですけど、ここは御承知のとおり赤字経営が続いておりました。これは当初、前期で受けたときよりもだんだん利用者が増えてきたということがございまして、その辺で光熱水費とかが上がって、それが使う量が増えてきたということもございまして、赤字が出てきたということもございましたので、人件費、そういった経費、運営経費等も見込みまして、若干見直して、やすらぎ館については指定管理料を今回上げるということになります。

○委員長（板津博之君） ほかに発言はございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、それでは質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もございませんので、それでは討論を終了といたします。

それでは、これより議案第84号 指定管理者の指定についてから議案第86号 指定管理者の指定についてまでの3議案を一括採決いたします。

挙手により採決いたします。

本3議案について原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第84号から議案第86号までの3議案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情に移ります。

今回、陳情が2件出ております。

まず陳情第3号 人生百年時代におけるシルバー人材センターの決意と支援の要望を議題といたします。

この陳情の取扱いについて御意見をお願いいたします。

○委員（勝野正規君） シルバー人材センターの件につきましては、市として例年国の補助金額と同額を支出しておると、財政担当にも聞いてきましたけれども、来年度につきましてもそのような予算要求をしておるとのことなんで、例年出ておりますけれども、聞きおき程度でよろしいかなあと思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに。



○副委員長（松尾和樹君） 私も聞きおきでよろしいかと思うんですけれども、シルバー人材センターに対する市区町村等の公共からの事業発注の確保とありますが、今も指定管理の話もありましたし、本市においては聞きおきでもよろしいかと思えます。

○委員長（板津博之君） ただいまそれぞれ聞きおきとの理由の発言ございましたが、ほかに御意見ございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、陳情第3号につきましては、今お二方からの理由におきまして聞きおきとさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

続いて、陳情第4号 福祉保育職場の配置基準と賃金の引き上げの実現を目指し国に対し意見書提出を求める陳情を議題といたします。

この陳情の取扱いについて、御意見をお願いいたします。

○委員（勝野正規君） これも担当のほうに確認してきましたけれども、危機的な人手不足、可児市としては逼迫した状況ではないと。あと中段ほどにある月額22万7,000円、この月額というのはこの陳情元の人に聞いていないので申し訳ないですけれども、可児市としては、給与としてはこれは少ないんですけれども、ボーナスを入れて12で除した場合はこれより多くなるということで、そんなに危機感を感じていないということで、意見書を出すまでもないのではないかと考えておりますので、これも聞きおき程度でよろしいかと考えております。

○委員長（板津博之君） ほかに御意見ございますか。発言ございますか。

○副委員長（松尾和樹君） 私、この点は市内の私立の保育園の事務局長の方にお話を聞くことができましたので、ちょっと共有させていただきたいと思えます。

平成27年頃から、保育現場の賃金向上のために処遇改善というのが毎年行われているそうです。現在、補助金のうち人件費に充てられる分が処遇改善以前よりも約20%以上上昇しているそうです。このことは毎年見直しもされているそうです。

この上昇分について、まとめて管理者のほうに渡されており、配分は管理者に委ねられているそうです。つまり、全ての保育現場従事者の賃金向上になっているかは定かではないようですが、ちなみに、今回お話を聞いた市内の私立保育園では平等に一律賃上げをしているそうです。また、事務局長によると異業種による会社説明会の場で初任給を比較した際に、ほかの多くの業種よりもこの市内の私立保育園のほうが賃金が高かったそうです。

以上より、処遇改善分約20%強の配分が適切に行われれば、今すぐさらなる賃上げをしなければいけない状況とも言い難いので、今回は聞きおきということではいかがでしょうか。

○委員長（板津博之君） 大変詳細な御説明ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、陳情第4号については今の副委員長からの御説明もございましたが、当委員会

としては聞きおきとさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ここで議事の都合により、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時00分

---

再開 午前10時04分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、続きまして報告事項(1)新型コロナウイルス感染症の市内の感染状況についてを議題といたします。

急な要請にもかかわらず、本日はこども健康部長、ありがとうございます。

それでは、説明をお願いいたします。

○こども健康部長（伊左次敏宏君） おはようございます。

新型コロナウイルス感染症の関係で議会の皆様方には議会全員協議会、それから先月の会期前の委員会で状況を一旦お話をしましたが、ほぼ一月近くたちます。この間、たくさんのやっぱり感染者が出ておりますので、ちょっと状況のほうを資料をまとめておりますので説明させていただきたいと思います。

11月13日以降の資料をおつけしておりますが、12日までにつきましては、さきの会期前の委員会のほうで説明をさせていただいておりましたので、13日以降とさせていただいております。

11月13日以降を見ていただきますと、ちょっと色が3件塗ってございますが、この3件につきましては、美濃加茂市の外国人学校の関係のいわゆるクラスターと言われたところです。

104例目におきましては、共和中学校の生徒さんだったということで、共和中学校も休校期間がこの後入ったというような状況でございます。

それから、105、107例目、このお二方については外国人学校の関係者ということで発表されております。

それから、すみません、この表の関係というところには、どなたの濃厚接触者だったのかということで小ちな字などで見にくいと思いますけれども、発表時点の状況が書いてございます。ありますように、102例目のところについては愛知県の濃厚接触者、それから103例目につきましては10代の女性ですけれども、既に発表されておりましたお二方の濃厚接触者というようなことで発表されております。

それから、16日になりますけれども、16日は特に書いていないんですけれども、私どものほう県のほうから聞いている情報として、愛知県の勤務先で確認されたということで50代の男性の方が出ています。

1つ飛びまして、108例目につきましては、その方の御家族ということで50代の女性の方が出ております。

それから、19日になりますけれども、40代女性の方ですが、この方は新聞報道等からよりますと、県立多治見病院の事務員ということで発表された方であると思っております。

それから、110例目につきましては関係性が分からないということで60代の方ですね。

それから、20日になりますけれども、愛知県の陽性者の接触者ということで50代の女性の方、それから翌日21日にはその御家族の方ということで、義理のお母さんに当たる方の方です。

それから、23日になりますが、すみれ楽園の園児さんがということでちょっと驚いたんですけれども、この方はちょっと経路は分からなかったです。すみれ楽園についても休園を一時されたというような状況です。

それから、114例目の方につきましては、ちょっと状況のほうは把握ができない方でした。60代の方です。

それから、115例目、25日なんですけれども、書いてございませぬが県のほうからの情報によりますと、愛知県のスポーツジムで濃厚接触になられてということで出ております。この方は外国籍の方でしたが、ほかへの拡大がなかったです。

それから、次の116例目は特に状況は出ておりませぬ。

それから、次、117例目の方なんですけれども、この方は文化創造センター アーラの委託先の警備員の方ということで報告された方です。

その次の、12月になりますが、118例目ですが、この方は今の方の奥様ということで文化創造センター アーラの警備員の方の御家族の方です。

それから、119例目につきましては、ちょっと状況のほうは分かっておりませぬが、20代の方ですね。

それから、120例目につきましては、さきの文化創造センター アーラの警備員の方の親族ということなんですけれども、同一敷地内にお住まいのお孫さんに当たると思うんですけれども、兼山小学校の児童さんでしたので、この後兼山小学校は休校したというような状況です。

それから、121例目の40代の方は、ちょっと状況のほうは細かいことは分かっておりませぬ。

それから、122例目からなんですけれども、市内介護施設ということで、当初ここは事業所が発表なさってみえなかったの、なかなか私のほうも言えなかったんですけれども、今発表されてみえます。慈恵会のさわやかナーシング可児のデイサービスで4名の方が後からこれは報道といいますか、発表されたわけなんですけれども、122例目の方と125例目の方が御利用者さんです。123、124例目については、122例目の方の親族あるいは家族の方です。4名

の方がここで発表されまして、翌12月4日なんですけれども、126例目の方は、この方は1,095例目と書いてありますけれども、この方は羽島市の20代の男性なんです。友達だと思わんですけれども、そちらから20代の方がうつったという形になっています。

127、128、129例目の3例については年齢の高い方ですけれども、3名とも先ほどのデイサービスの利用者さんです。

それから、130、131例目につきましては、岐阜県公表ではなくて、県外の公表で可児市の住所の方ということです。ちょっと130例目の方は詳細は分かっておりません。東京のほうで公表された方というふうにお聞きしていますが、県のほうからも詳細情報がないのでちょっと私のほうも今分かっていないところです。131例目についても同様なんですけれども、この方は、愛知県かあるいは名古屋市で公表になっている方ですが、こちらも詳細は分かっておりません。ただ、この方は文化創造センター アーラの委託事業者の方ということでした。

それから、132例目の方はちょっと色が違いますけど、さくらの郷という美濃加茂市でクラスターとして出ておったわけですけど、そこの従業員の方というふうにお聞きしています。

それから、133、134、135例目ですけれども、133、134例目の方、30代、70代の方については、可児市のデイサービス、先ほどの慈恵会ですね、そちらの従業員の方とお聞きしておりますし、135例目については、そこの利用者さんというふうにお聞きしております。

7日になるんですけれども、136例目の10代女性については、大学生であろうということで岐阜県のほうからは情報をお聞きしております。

その次、137例目ですけれども、この方は40代女性の方は、先ほどのデイサービスの従業員の方の家族になられます。お嫁さんぐらいになろうかと思わんですけれども、ちょっと青い線がついていますけど、134例目の御家族の方。

それから、138例目の方は20代男性なんですけれども、こちらのほうは、実はKYBのほうから私のほうに後ほど御連絡をいただきました。KYBの派遣で入っている従業員の方ということでお聞きしています。外国籍の方でした。

それから、9日になりますけれども、これは色がちょっと塗っていないので申し訳ないんですけれども、実は136例目と139、140、それから141例目ですね。この4名の方は県が新聞でクラスターというふうな書き方をしていましたけれども、136例目の方が大学生の方だったんですけど、その御家族が139、140例目です。お母さんと弟さんになろうかと思わんですけれども、帝京大学可児高校の生徒だというふうに来ています。

141例目については、先ほどの大学生といった136例目の友達になる方だと思います。10代女性。

それから、142例目については10代の男性ですけれども、こちらはちょっとそちらとの結びつきがなく、名古屋市との方の接触ということでお聞きしております。

以上が個々の発生状況、あとこの後12日に2名の方が出ておるんですけれども、10日でちょっと締めさせていただきます。

今説明させていただきましたように、11月は外国人学校の関係というようなところで外国籍の方が非常に多くこれまで出ておりました。12月になりましてそのちょっと手前、11月の終わりぐらいから御覧のように年齢の高い方が増えてきています。12月になりまして、高齢者施設の関係で感染者がちょっと固まって出てしまったというようなところですので、年齢が高い方が非常に多くなりました。

今日、別途資料でグラフをおつけしておりますけれども、11月の一月間、28名の方感染者ございましたが、60歳以上の方ですね、県のほうが10歳刻みで発表するので60歳以上でちょっとくくってみますと、18%が60歳以上の方でしたけれども、12月に入りまして今申しあげましたような経緯もありまして、60歳以上の方が4割を超えるというような状況です。12日時点で27名の方が感染報告をされていますけれども、4割近くが高齢者ということで、しかも先日お伝えしましたように2名の方がお亡くなりになったというような非常に残念なお知らせがございまして、高齢の方はやっぱり感染すると非常に心配だなあとということで思っております。

こういうような状況の中で、市のほうの対応としましてですが、11月においては特に外国籍の市民の方向けに周知をしてきたつもりです。お店とか教会とか、外国籍の方が通われる幼稚園、そういうようなところを中心に個別配付、文書等してPRをしてまいりました。11月の終わりから自治会の回覧でありますとか、自治会長さん充て、それから再度小・中学校の児童さんとした保護者向けにPR、感染防止対策を取ってくださいということで再度のお願いをしてまいりました。

今現在の取組としましては、高齢者が非常に増えたというようなこともございまして、高齢福祉課のほうで高齢者の「あんきクラブ」を今月に、中旬過ぎになると思いますが、一度出させていただきます、その中で再度75歳以上の方全員にお便りを出して、感染防止について、特に年末年始になりますので気をつけていただきたい項目を周知していくというようなことで、あと併せて今、年末年始ということになりますので、市内の主要企業の方にも従業員の方に向け周知していただけるようお願いをするように今準備をしているところでございます。

以上が状況的なところですが、この後、今日の発表になると思うんですけれども、市内の公共施設の取扱いにつきまして昨日ちょっと協議をしまして、12月15日、明日から年末年始を挟みまして1月11日までなんですけれども、既に定期的に使っていらして申込みをしていらっしゃる団体にはこのまま使っていただこうと思っておりますけれども、この間に新規に使いたいよということで申込みをされる方については、少し年末年始御遠慮いただきたいということで、新規の受付申込みを今申しあげました期間について停止をさせていただくという予定であります。今日記者発表する予定で今進めておまして、議員の皆様方にも事前にファクス等で通知をさせていただくように今準備を進めているところです。

対象施設としましては、主なところで申し上げますと各地区センターの貸館部分ですね。それから、スポーツ施設も屋内のスポーツ施設、体育館とか学校開放の体育館部分ですね、

そういったところと、あと文化創造センター アーラ、子育て健康プラザ マーノの貸館部分、福祉センターも同様に貸館部分というようなところが主なところがございますが、そんなことで少し公共施設も従前使っていたところそのまま御使用いただくつもりでありますけれども、飛び込みで使いたいというような方についてはちょっと御遠慮いただきたいというようなふうで考えておりますのでよろしくお願いいたします。

分かりにくかったかもしれませんが、以上でございます。

○委員長（板津博之君） 急遽報告いただきましたが、ただいまの報告に対する質疑はございますでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 県が岐阜モデルの強化ということで、医療福祉対策については11月28日に決定をして、29日、30日で発表をしておられますけど、検査については体制を強化し1日1万件レベルまで拡大をしていくと。特に、感染を封じ込めるために徹底した検査実施ということで全員検査ということを打ち出しておられますが、それとの関係でこの間可児市で起きた事例、感染者の動態、動向との関係では、いわゆるこれまでの濃厚接触者プラスアルファの行政検査をもっとぐっと広げて可能な限り分かる範囲で、マスで集団で対象者階層をチェックすると。例えば学校で子供が出たら、兼山小学校で出たら兼山小学校のクラス全員に検査をするのか、いや学校全体だ、もともと70人ぐらいしか小学校おられんからね、子供がね。だから、やってやれない数じゃないと思うけど、そこまでは多分やっていないと思うんですよ。

それで兼山の地区の住民からもどうなっておるんやと、話はいろいろ聞くけれども、どこまで行っているのかという問合せとか疑問の声が上がったりしているんですが、部長のほうで掌握している県の方針の実践対応の実際はどうなんですかということについて、話してもらえる状況なら教えてほしいんですけど、いかがでしょう。

○子ども健康部長（伊左次敏宏君） 学校で出たときの県といいますか、保健所の対応としましては、学校と保健所とのやり取りの中で、濃厚接触となった人がいるのかいないのかというところから調査されていると思います。

濃厚接触となるお子さんは、ほとんど皆無に近いです。学校で出た場合はですね。その中で、ほとんど今までも何校か出ていますけれども、濃厚接触は本当数名、出ても。それ以外の方については、全て念のためのPCR検査ということの位置づけてやっていただいています。先般の兼山小学校についてはやっぱり児童数が少ない関係もあって、当該クラスと、あとそのクラスと交流のその期間あった子たちですね、ほかの学年も。それから、通学を一緒にする子たちというようなところでの念のための検査を実施されています。

たしか兼山小学校の場合は全体で30名弱だったと、この間のケースではそんなふうですが、範囲はそんなふうで全校全員ということではなくて、学級あるいは学年及びその期間に、感染の危惧される期間に交流のあったクラスと、あと通学、そういった範囲に限られてはいますけれども、かなり兼山小学校の場合は少なかったですけれども、ほかの学校だと70人とか80人レベルで検査をいただいているというのが状況ですし、あと高齢者施設の関係につきま

しては保健所と施設間でどういうやり取りをされたのか、ちょっと私のほうでは詳細は分かりませんが、ほぼ全員やっていたらと思いますということと、あとごめんなさい、私のほう、先ほど個々にこの方はこういう方ですということで御説明させていただきましたけれども、今の時点になって整理をしてこのデータ量ということで御理解をいただきたいと思います。当初発表される時点では、私のほうにいただく情報は、議員の皆様にお渡ししている紙がありますけれども、あれと同じ情報なんですね。その後、新聞情報でありますとか、ひょっと例えば学校であるとか施設側とか、先ほどKYBというふうにお話ししましたけれども、そういったところから情報を、私のほうでこんなのが出ていますのでということで市のほうにいただいた情報をまとめ上げてこの情報量になっていきますので、なかなか全てその都度今お伝えしたような情報がお伝えできないというのは心苦しいんですけれども、そんな状況であるということをお理解いただきたいと思います。

○委員長（板津博之君） 伊藤健二委員、よろしかったですか。

○委員（伊藤健二君） はい。

○委員長（板津博之君） ほかにこの件で。

○委員（勝野正規君） 情報共有ということでお伺いしたいんですけれども、例えば事業所で新型コロナウイルス感染が発生したと、そうしたときに市に問い合わせても消毒する業者が分からないよと、県が把握しているかもしれませんが、県が把握しておってくれば、そういうのを市の窓口でも情報共有をしていただいと、どここの事業所がありますよということのシステムづくりをしていただくと、普通消毒する場合、学校とか公共施設というのは先生方がやったりとか応援するサポーターの方が拭くだけで終わるんですけれども、チェーン店等の事業所ですと、そこの1事業所で新型コロナウイルス感染が発生した場合に、専門業者へ頼んで本部へ上げて営業が再開できるというシステムがあるんで、そういうシステムづくりはできないんですか。やっていただきたいというお願いです。

○こども健康部長（伊左次敏宏君） 先般、議員のほうからも個別案件で御紹介をいただいた件で、私もそのときは十分お答えができなかったので申し訳ないですけれども、担当のほうとしては消毒先については把握しておりまして、御案内させていただいていたというような経緯があったようですが、私のほうが個別のそういったところの情報を持っていないくて御迷惑をかけたと思いますが、できるだけ情報のほうについては共有して、市のほうでお伝えできるような内容については市のほうでもお伝えしていくということで対応していきたいと思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに、この件で質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、ちょっと私のほうからすみません。部長、前回のこの委員会の中でも中野委員からあったかと思うんですけど、たまたま昨日、うちも自治会の定例会がございまして、先ほどのこの新型コロナウイルス感染症、この案内チラシとか、これはもう既に今朝配付をされておったんですが、いわゆる市民の皆さんに対しての啓発とか広報の部

分ですね。先ほどの施設の貸館の件もそうなんですけど、どうしても皆さんは美濃加茂市と比較をされてしまうという、可児市の場合。美濃加茂市なんかも、先週の金曜日にもう多分発表されていますよね、貸館を中止するという。

何か向こうの市長の声で防災無線で啓発を促したりということもあるんですけど、以前はうちも防災無線で、もう分かってはいることなんですけど、啓発というか注意してくださいというようなことをやっていたと思うんですけど、今後可児市として防災無線の乱用というところにも当たってくるとは思うんですが、防災無線を使っただけのそういった、今うちはSNSとかこういった文書とか、そういった広報「かに」とかももちろん、そういったことでの周知だと思うんですけども、その辺、市として今後どう防災無線を使っただけの周知徹底というところはどうかしていくのかというお考えをお聞かせ願えますでしょうか。

○**子ども健康部長（伊左次敏宏君）** 非常に難しい御質問で、その都度その都度必要に応じた対応を取っていくというのが今のスタンスなんですけれども、防災無線につきましては、やはり言葉が適切じゃないかもしれませんけれども、最後の最後にどうしてもというようなときには使っていくということになるかと思えますけれども、今のところはその段階ではなくて他の手段を使って市民の方に周知をさせていただくと。また、状況に応じて、あるいは夏前にもありましたけれども、自営業者とか飲食業者の営業自粛でありますとか、対策を打つときに使っていくようなことが出てくるかと思えますけれども、今のところ感染対策、感染防止に御支援、御協力をいただきたいというようなところでは、今の段階では控えているというような状況です。

○**委員長（板津博之君）** では、この件については皆さんあとよろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、それでは報告事項に対する質疑を終了とします。

ここで10時40分まで休憩とさせていただきます。

休憩 午前10時31分

---

再開 午前10時40分

○**委員長（板津博之君）** それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項(2)ふれあいの里可児の譲渡についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○**福祉支援課長（飯田晋司君）** ふれあいの里可児の譲渡について御説明いたします。

本件につきましては、令和元年6月13日及び同年9月13日の教育福祉委員会で報告させていただいております。今回は、前回の説明から変化があったことや、その後の進捗状況などを加えての説明をさせていただきます。昨年の委員会に御出席されている委員におかれましては、内容の大半が同じでございますが、御承知おきください。

資料番号7を御覧ください。

1. ふれあいの里可児の経緯・概要でございますが、平成9年の開所以来、可児市社会福



祉協議会が運営を担っており、平成17年度までの委託による運営を経て平成18年度から指定管理に移行し、現在3期目の途中でございます。

なお、第3期では特命指定による指定を行っていますが、前年の平成27年12月16日の教育福祉委員会で社会福祉協議会を特命指定とする理由について、3点御説明させていただいております。

1点目は、継続的サービスの提供の必要性、2点目に事業者に努力により就労支援の充実が図られていること、3点目には、当該施設の譲渡を視野に入れたライフサイクルコストの削減でございます。それら理由については、次の2で御説明させていただき譲渡の趣旨にもつながってくるものでございますが、その際、社会福祉協議会から5年をめどに当該施設の譲渡について協議してほしい旨の要望をいただいていることを併せて御報告させていただいております。その後の事務レベルでの検討協議を重ね、大まかな方針が固まってきたことから昨年当委員会で御説明させていただき、その後、譲渡に向けての事務を進めてきたものでございます。

施設利用者は令和2年10月1日現在50人で、内訳は就労継続支援B型が26人、生活介護が24人となっております。平成28年度からの指定管理料は年間600万円で、内訳は運営費補助500万円、修繕費100万円でございます。

次に、2. 譲渡の趣旨と方針でございますが、社会福祉協議会、利用者、市の3者のメリットなどの視点から御説明させていただきます。

社会福祉協議会としては、指定管理者では専門職の雇用や人材育成、職員配置などにおいて、将来を見越した安定的・計画的な運営ができないことから譲渡を希望されています。また、就労支援の充実の点で、当該施設の就労継続支援B型事業において平均工賃が全国平均を大きく上回る実績を継続して上げており、運営者である社会福祉協議会が年間を通して安定した作業量を確保していることや、地域の活力を積極的に活用し、工賃水準の向上に取り組んでいる実績がございます。

利用者にとっては、これまで障がいの程度、心身の状況を把握した一貫性を持った支援を受けられており、施設職員との信頼関係も築かれている一方で、指定管理の更新の時期のたびに運営主体が替わるかもしれないという不安があった状況が、社会福祉協議会に譲渡されることとなれば解消されることとなります。

市にとっては、施設設備の維持管理経費及び建て替え経費について、公共施設マネジメントにおける施設ライフサイクル計画に基づき試算した概算額ではございますが、おおむね3億円が削減できること、また指定管理に係る事務が削減できることとなります。

次に、譲渡方針でございますが、当該事業につきましては、近年民間の事業所が増えてきており、民間活力の利用が進められる背景、状況にあります。ふれあいの里可児は、平成27年3月策定の可児市公共施設等マネジメント基本方針、平成29年3月策定の可児市公共施設等マネジメント基本計画及び可児市公共施設等マネジメント第1期アクションプランにおいて、市が事業運営することの妥当性及び民間に譲渡することについて検討する施設として位

置づけられており、その間の平成27年6月には、社会福祉協議会から5年をめどに譲渡を協議してほしい旨の要望をいただいております。

それらの状況を踏まえ、事務レベルで社会福祉協議会と協議・検討を進め、ふれあいの里可児に関しては譲渡の条件を詰めてまいりました。その上で、譲渡先は利用者への一貫性を持った継続した支援が今後も必要であり、健全経営である社会福祉協議会が適切であることから開設以来運営を担ってきた社会福祉協議会とさせていただきたいと思っております。

土地については、現在、可茂学園、けやき可児、ハートピア可児の杜、サンライズ可児の杜に施設整備のための市有地の無償貸付けを行っており、それらと同様に無償貸付けとしたいと考えております。なお、当該土地は、建物譲渡に伴い行政財産から普通財産に変更して貸し付ける予定でございました。しかし、敷地内に可児工業高校南側から可児川に向けて流れる雨水排水のための排水管が埋設されていることが事務を進めていく中で判明いたしました。当該土地は、公共の用に供されていることから普通財産への変更ができません。

少し飛びますが、裏面上段の参考を御覧ください。

地方自治法第237条第2項及び第238条の4第1項において、基本的に行政財産は議会の議決による場合でなければ貸し付けてはならないと規定されています。貸付けには、議会の議決による必要がありますので御理解をお願いいたします。

次に、建物の譲渡額については、必要な修繕工事は譲渡前に市で実施した上で、減額譲渡とさせていただきたいと考えております。現時点での譲渡額の算定方法ですが、①現在の鑑定価格がおおむね5,000万円、②譲渡前までの修繕費用の見込みがおおむね3,000万円で、③修繕後の価格は①プラス②掛ける75%のおおむね7,000万円の見込みとなります。この修繕費用に75%を掛けるというのは、不動産鑑定士によりますと、修繕された施設設備は建物に付随する価値となり、修繕した直後だと75%程度で算定するとの考え方によるものでございます。

次に、④は③で算出した適正価格におおむね20%を掛けて算出した価格で、おおむね1,400万円となり、これを譲渡価格といたします。この20%というのは同様の施設整備における法人の負担率が直近の2件の事例、具体的には、平成28年度に整備したけやき可児とハートピア可児の杜でおおむね20%となっていることから、それらに準じた費用負担を求めることにより採用するものでございます。なお、②③④については現時点の見込みであり、最終的には修繕終了後に再鑑定することといたしております。

次に、裏面の3. 県への返還金でございますが、施設の建設に当たっては県から補助金を受けており、お示しした算定式によりおおむね200万円の返還が発生する見込みでございます。

次に、4. スケジュール（案）を御覧ください。

これまでの経過の中で、ここでは記載を省略しておりますが、令和元年8月には社会福祉協議会主催で市も同席しての譲渡に係る説明会が開催されました。保護者51名中20人の参加があり、譲渡の協議に至った経緯、施設を社会福祉協議会が自主運営することの意義、財政

面を含む将来のことなどについて説明がなされ、説明会全体を通して保護者の反応は好意的でございました。また、御意見などがあれば、後日でも施設長を通じて社会福祉協議会に言ってほしい旨伝えられましたが、その後、意見が出されるなどの動きはございません。

今後の予定としては、令和2年12月14日本日の教育福祉委員会での報告を経て、今月中にも県へ財産処分承認願を提出、令和3年3月議会に廃止条例及び建物譲渡と土地の貸付けの議案を上程、4月に譲渡といったスケジュールを予定しております。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの説明、報告に対しましての質疑はございませんか。

○委員（伊藤健二君） 資料ナンバー7そのものについてですが、ふれあいの里可児は私は大体どこにあるかというのは分かっているんですけども、住所も連絡先も地図もこの資料には入っていないけれども、初めてこの話を聞く委員としてはちょっと不親切かなあと思うんですけど、ふれあいの里可児、こども発達支援センターくれよんの近くでしたかね。ちょっと教えてください。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 資料に分かりにくい点があり、申し訳ございません。

場所ですが、こども発達支援センターくれよんのすぐ隣でございまして、やはりめぐみ保育園の隣でもあるんですけども、こども発達支援センターくれよんの南東側に当たる位置にございます。

○委員（伊藤健二君） めぐみ保育園のすぐ真南よりももう少しでしょうか。ここから見えますか。

○福祉支援課長（飯田晋司君） めぐみ保育園の南でありこども発達支援センターくれよんの東側、南東側といいますか。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○委員（川合敏己君） すみません。前聞いていたものと変わったところってどこでしたっけ。ちょっとすみません、ピックアップしていただければ。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 特に土地の貸付けの部分でございまして、変わったというか新たに判明したということで、敷地の下に排水管が通っておりまして、それがまだ当然生きておるということで、普通財産に替えることができない関係で行政財産のままで貸し付けるということになって、これが議決を行わないと貸付けができないということでございまして、議会の皆様の御理解をいただきたいという部分が一番変わった点でございまして。

○委員（山根一男君） ちょっと確認ですけど、重度障がい者の施設は一体ではなかったんですか。あれは別ですか。

○福祉支援課長（飯田晋司君） このふれあいの里可児自体が重度障がい者施設でございまして。

○委員（山根一男君） そうすると、ここには就労支援B型の人数とかしか書いていないんですけども、重度障がい者の利用はどれぐらいですか。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 生活介護の方が、いわゆる身の回りの排せつであったりとか、そういった介護を要する方ということで、それらの方々は当然重度障がいの方々ということ

になります。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。よろしかったですかね。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項(3)第6期可児市障がい者計画の策定についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 第6期可児市障がい者計画の策定について、計画書案がまとまってまいりましたので概要について説明させていただきます。

資料番号8-1、1ページを御覧ください。

計画策定の背景と趣旨でございますが、市の人口は僅かな増減があるものの手帳所持者数は増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数の伸びが46%増と顕著で、療育手帳所持者数が22%増、身体障害者手帳所持者数は微増となっております。それらを背景として、本計画は障がい福祉に関する取組を着実に推進し、障がいがある人が望む地域で必要とする支援や障がい福祉サービスを受けられるようサービス提供体制の整備や社会参加を図りながら安心して暮らせるまちを目指し、策定するものでございます。

2ページを御覧ください。

計画の性格でございますが、本計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画としての第6期可児市障がい者計画、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画としての第6期可児市障がい福祉計画、また改正児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画としての第2期可児市障がい児福祉計画の3つの計画を一体として定めるもので、障がい者施策の総合的な推進を目指すものでございます。

また、計画の位置づけとしてはページ下半分の図でお示ししておりますが、市政経営計画や市地域福祉計画の具体的な部門別計画として位置づけ、市の関連する計画との整合、調整を図っております。

3ページを御覧ください。

計画の期間でございますが、国の基本指針では、障害福祉計画及び障害児福祉計画の期間を3年としており、これに即して、本市でもこれらの計画の期間を3年1期として策定しております。

4ページを御覧ください。

第5期計画の総括と課題でございますが、主な成果としては、基幹相談支援センターを平成30年度から運用開始し、関係機関と連携を図りながら総合的・専門的な相談に対応しているほか、地域生活支援拠点等の整備においては、やはり平成30年度からの運用開始により中濃圏域全体で面的に整備を進めております。今後の課題としましては、障がいへの理解促進や親亡き後の居住の場の整備のさらなる促進、就労支援と定着支援などが必要であるとしております。

5ページを御覧ください。

基本理念でございますが、第5期を継承し、「お互いを認め合い みんなが地域で育ち自分らしく暮らせるまち」といたしております。

6ページを御覧ください。

基本目標と施策体系でございますが、1番目に「地域でつながり、支えあう」、2番目に「住み慣れた地域で住み、くらす」、3番目に「健やかに、安心して生活する」、4番目に「住み慣れた地域で育ち、学び、楽しむ」、5番目に「働き、活動する」といった基本目標に対して、それらを実現するための施策体系を記載しております。

8ページを御覧ください。

重点を置く取組でございますが、4ページにあった今後の課題とほぼリンクする内容となっております。

1番目には、啓発活動の拡充で、具体的な取組として、障がいのある方に総合的な相談窓口を知っていただくため、身近な病院などに障がい者基幹相談支援センターのPR名刺を設置することとしております。

2番目には、親亡き後の暮らしの場の整備で、障がいのある方が安心して暮らしていけるよう体験利用の促進を図るとともに、日中活動系の障害福祉サービス事業所などと連携したグループホームの整備の促進を図ってまいります。

3番目には、就労支援・定着支援で、関係機関と企業との連携や情報交換を強化し、障がいのある方の就労につなげるとともに定着できるよう支援を行ってまいります。

4番目には、障がいのある子どもの早期発見・早期療育で、こども応援センターぱあむを中心に連携し早期発見に努めるとともに、早期療育を受けられるよう体制の充実を図ります。

5番目に、医療的ケアが必要とされる人への支援充実で、医療的ケアが必要な障がい児・者や重度心身障がい児・者などが医療機関や事業所等の連携により医療的な支援やサービスを受けられるよう支援の充実を図ってまいります。

6番目に、精神障がい者の地域生活支援の充実で、冒頭でも御説明したとおり、精神障害者保健福祉手帳所持者数の伸びが顕著となっております。地域の生活や病院からの退院促進などへの支援充実のため、医療機関や事業所との連携を図ってまいります。

9ページを御覧ください。

障がい福祉サービス等の見込みでございますが、11ページにかけて令和5年度までの成果目標及び見込み量を定めております。

続きまして、資料番号8-2の計画書本編で御説明させていただきます。

本編の19ページを御覧ください。

計画策定の基礎資料とするため、障がいサービス利用者や事業者、活動団体などのアンケート調査を実施いたしました。親亡き後の暮らしの場としての居住支援系サービスや、社会参加を促進するサービスの充実が求められていることが分かる結果となっており、これらが先ほど概要で御説明した今後の課題や重点を置く取組につながっております。21ページから26ページにかけて、アンケートの自由意見を集約したものを掲載しております。

続きまして、27ページを御覧ください。

障がい者計画策定委員からの意見をまとめております。4つのテーマについて意見を求め、その意見に対しては、担当グループを超えての議論や意見交換を行いました。また、策定委員には計画書の基本理念や目標をはじめ、この後御説明します基本計画、いわゆる市の事務事業などを含め広く御意見をいただき、計画書に反映させております。

次に、59ページを御覧ください。

先ほど申しました基本計画について、9月から10月にかけて関係各課の第5期計画に対する取組状況や、今後の取組方針についてヒアリングを行い反映させております。また、第5期における新規事業、拡充事業、継続事業で未実施の事業及び第6期の新規事業、拡充事業については進捗管理を行うこととし、事業の欄の項目に下線を引いております。例えば60ページを御覧いただきまして、ナンバー1. 多様な手段による啓発活動【拡充】とございますが、それがそれに当たります。

方針欄の2つ目の丸の末尾【新規】と、3つ目の丸の末尾【新規掲載】について補足いたします。【新規】は新たに事業を実施するものでございまして、【新規掲載】は今まで事業としてやっていたが障がい者計画には未掲載であったものでございます。こういった記載の内容、方法についても策定委員会での御指摘を受けて取り入れたものでございます。

それ以外の事業につきましては、第5期の継続事業で計画どおり進行中であって、必要に応じて今後進捗管理を行うこととしております。

以降、85ページにかけて102の事業を掲載してございます。

以上、障がい者計画の概要を御説明いたしました。今後字句などを含め、若干修正を行う可能性があることを御承知おきいただければと思います。

また、今後につきましては、パブリックコメントを1月に実施、2月に第4回、これが最終になるかと思いますが策定委員会を開催して、3月の当委員会でパブリックコメントの結果報告等をさせていただく予定でございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの報告につきまして質疑ございませんか。

○委員（伊藤健二君） 概要のほうをちょっと見ながら質問させていただきます。

10万都市の可見市であります。同規模の自治体あるいはその地域と同規模レベルの自治体と比べて、この種々の手帳所持者等の動向はどうかというのをお聞きしたいわけなんですけど、概要の1ページのところにグラフが載っています。平成28年から令和2年までの該当者の実数が載っているわけですが、人口の動態は、ほとんど変化は横一線で変化がございませんが、一番目立つのは、先ほども報告でされましたけれども、精神障害者保健福祉手帳の所持者が前年度と比べてプラス82人、急に大きく伸び始めているということと、5年間で見ると、この精神障害者保健福祉手帳の所持者が262人ほど増えておるんですね。一方で、その下の療育手帳の所持者だと146人ということで、一番上の精神障害者保健福祉手帳の所持者が一番激増しておるというか大きく増え、そして療育手帳所持者がそれに次いで、身体障害者手帳所持者についてはあまりさほど大きくは増えていません。40人ちょっと程度。

高齢化が進んで団塊の世代が2025年には最大規模化するし、75歳になっていくので、そうやって考えると当然疾病との関係、病気との関係で、心臓やあっちこっちが痛んでということなどで障害者手帳を取られる方も中にはおられるということなんで、高齢者の総数が増え、その中での疾病状況にもよりますけれども、それも相対的には増えていくんだけど、社会的要因としてはそんなに激増するほどではないというふうに思うんで、今後の5年をどう見定めていくかという今後の方針を決める上で、この辺の精神障害者保健福祉手帳所持者がここ本当に数年ですよ、くっくっとなら始めてこのまま増加していったらなかなか大変な課題になっていくと思っているんですけど、その辺はどこまで議論を、将来見込みを考えてみえるのか。障がい福祉サービスの見込みは一応書いてありますけど、大本のこの手帳の増加がちょっと上がりカーブが激しいという中で、どの辺まで構えておるのかなあというのを分かる範囲で結構ですが、可見市が特別こういう人が多いとか少ないとか、世間並みとかいういろんな言い方があるけど、その辺どういう状況でしょう。分かる範囲で結構です。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 確かな何かデータに基づくものではございませんで、肌感覚のようなものでございますが、障がい者、精神の方とか療育の方は実数が増えている部分もあるかもしれませんが、やはり障がい者手帳を取られる方が、今までそういった障がいをお持ちでも取られていなかった方が取られるようになってきたと、そこが反映されている部分が多いのかなあというふうにも思っております。

また、サービスの伸びに関しましても、例えばお子さんの障がい児のサービスに関しても、共働きの家庭が増えたり独り親の家庭が増えたりといったことで、障がい児そのものが増えたというよりはそういったサービスを利用される、しっかり使って働いていこうと、仕事をやっていこうという方が増えたといったような状況もあるかと思っておりますので、ただこの増えるのがどこまで続くのかというのは、まだすぐには止まらないであろうと、どこが頭になるのかなあという話も中でもしておるんですけども、まだすぐには止まらないであろうと、ただどの程度まで続くかというのは正直難しい、今のところ読めないというのが私どもの実感でございます。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに、この件について質疑ございますか。よろしかったですね。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項(4)ひとり親世帯臨時特別給付金再支給についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○福祉支援課長（飯田晋司君） ひとり親世帯臨時特別給付金再支給について御説明いたします。

資料番号ナンバー14を御覧ください。では、御説明いたします。

当該事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少を支援するため、収入の少ない独り親世帯の方に対し、臨時特別給付金を全額国費により支給するものでございます。本年8月以降基本給付を行ってききましたが、独り親世帯の生活実態が

依然として厳しい状況にあることから再支給を行うこととなったものでございます。

資料番号14でございますが、これは支給対象者向けに国が作ったチラシでございまして、こちらに沿って説明をさせていただきます。

支給対象者ですが、令和2年12月11日時点で既にひとり親臨時特別給付金の基本給付の支給を受けている方で、本市では8月を皮切りに対象者に支給しております。

2. 支給額は1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円でございます。

3. 給付金の支給手続ですが、再支給分については申請不要で年内に振り込むよう準備を進めてまいります。なお、対象者には案内通知を郵送し、受取辞退の申出がない限り前回と同じ口座に振り込むこととなります。以上でございます。

○委員長（板津博之君） ちょっと急遽決まったことですがけれども、この件について質疑のある方見えますでしょうか。

○委員（勝野正規君） 教えてください。対象者って何人でしたっけ。

○福祉支援課長（飯田晋司君） おおむね700名ほどの受給の予定でございます。

○委員（勝野正規君） ありがとうございます。ここで可児市の特色を出すということで、独り親という厳しい部分はありますけれども、両親がお見えになっても雇用を切られちゃって、本当にもっと苦しい人がいっぱいおると思いますが、所得制限なり、そういうのを設けてもいいんで可児市の特色としてそういう方に支給すると考えなかったですか。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 今回のこの事業につきましては、国が急遽決定されたということで、独り親の方に支給、年内にという事業でございます。市として、それ以外の方というのは今のところは考えておりません。

○委員（勝野正規君） 考えるべきだと思いますけれども。

○委員長（板津博之君） 意見ということで。

ほかに、この件について御意見ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項(5)第8期可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○介護保険課長（佐橋裕朗君） よろしく申し上げます。

資料9-1と9-2を御用意ください。

第8期可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画につきまして、計画案がまとまってきましたので、その概要を報告させていただくものでございます。

この計画は、老人福祉法と介護保険法において、それぞれの計画を一体のものとして3年前に策定することとされているため、今回令和3年度から5年度までの計画を第8期計画として策定するものです。

資料9-1、概要の1ページ、1番を御覧ください。



ここには厚生労働省が示している第8期計画の基本指針の中で、記載を充実させる事項を簡条書でまとめてあります。

第8期については、これら7項目に対応した計画となっています。

2番の可児市の現状についてですが、ここでは可児市の人口推計等の分析や、これまでの取組状況をまとめております。

(1)の人口構造について、総人口が今年を境に減少していく一方で高齢者人口は増加し続け、現在27.8%の高齢化率が令和22年には33%になること。また、可児市においては特に今後後期高齢者の割合が増加し、この第8期計画の期間中の令和4年には前期高齢者と後期高齢者の人口割合が逆転することが見込まれています。

(2)の要介護認定者の状況ですが、現在、可児市の要介護認定者の認定割合は15.5%と国や県の平均を下回っています。ただし、次にある調整済み認定率について、これは認定率の多寡に大きな影響を及ぼす要素となる性別や年齢構成など国の平均値に置き換えて出す認定率ですが、これが18.3%と県平均を上回り、国の平均にかなり近づいています。また、可児市の特徴として、要支援1から要介護1までの軽度の調整済み認定率が以前から高く、3年前と比較してもその割合は増加しており、今後も引き続き重度化防止、自立、回復に力を入れていく必要があります。

2ページ中段、(3)の主な介護サービスの整備状況ですが、ここでは要介護認定者1人当たりの定員について、施設サービス、通所系サービス、居住系サービスの3つに分けて記載しております。

1点目の施設サービスについては、可児市は全国平均、岐阜県平均を上回っており、一定の整備はできているものと考えております。

2点目の通所系サービスについては、可児市は全国平均を上回るものの岐阜県平均を下回っています。通所介護、地域密着型通所介護についてはある程度充実しているため、認知症の方に特化した認知症対応型通所介護等、多様なサービスの充実が必要であると考えております。

3点目の居住系サービスについては、可児市は全国平均、岐阜県平均ともに下回っています。可児市では、不足する分を住宅型有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅が受皿になっているものと考えています。

3ページ、(4)地域包括ケアシステムの推進に向けた取組ですが、介護予防・日常生活支援総合事業では、生活支援サービスの中において、第7期中に住民主体のサービスB登録団体が11団体できましたが、短期集中予防サービスCはまだ設定できておりません。一般介護予防事業については、通いの場づくりや各種教室を充実させてきましたが、令和2年度の活動は新型コロナの影響を受けて実施が限定的になっています。

生活支援体制整備事業について、体制整備の要となる第一層協議体の開催や第二層の地域福祉懇話会を開催、また在宅医療・介護連携推進事業について、医療や介護の関係者による在宅医療・介護連携推進プロジェクトチームかけそばネットによる活動等を行ってきました

が、これらについても新型コロナの影響を受けており、それに対応した在り方が求められています。

4 ページ、(5)高齢者の生活に関するアンケート調査ですが、ここでは昨年度に行ったアンケート調査の結果をまとめております。

介護・介助が必要になった原因については「骨折・転倒」が最も高くなっており、高齢者が生涯現役で過ごすための健康づくりが必要になっています。

介護が必要になった場合のその後の生活については、在宅生活を希望する方が半数を超えています。要介護3以上の方を対象とした調査で、訪問系サービスのみを利用している人と比較して通所系サービスのみ利用している人の施設への入所希望割合が高くなっていることから、在宅生活の希望を実現させるためには、訪問系サービスのさらなる充実が必要であることが読み取れます。

地域のサービスについて、希望が高いものとして「健康づくり講座」「送迎サービス」「見守りや声かけ」が上位に来ております。認知症については、57.8%の方が「不安がある」と回答し、認知症予防教室、運動や体操の教室への参加希望が高い一方で「参加したくない」とする人も27.5%あり、普及啓発が必要であると考えています。

ケアマネジャーが求める地域資源としては、「送迎サービス」「家事支援」「見守りや声かけ」「緊急時や災害時の支援」が高い数字となっています。また、今回新たに行った事業所へのアンケートにおいては、「職員が不足している」とした事業所が施設・通所系で69.7%、訪問系で91.7%となり以前から全国的な問題ではありますが、今回の数字にも如実に表れた結果となっています。

これら市の現状、第7期計画における主な取組や課題、アンケート調査から見る高齢者のニーズ等から、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される可児市地域包括ケアシステムを深化・推進し、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を図っていきたいと考えております。

そのようなことから、基本理念を5ページ、3番にありますように「住み慣れた地域で安気に暮らし続けることができるまち 可児」としたいと考えております。また、これに基づきまして5ページ下段と6ページのように、基本目標を自助、共助、公助の3つに分けて設定したいと考えております。

これは、第7期計画の基本目標を踏襲しておりますが、基本目標Ⅰは、自助の部分で、健康で生きがいをもって暮らせるまちづくりとして4つの施策を上げております。6ページの基本目標Ⅱは、共助の部分で、地域のあらゆる団体が連携して見守り・支え合えるまちづくりとして5つの施策を上げております。基本目標Ⅲは、公助の部分で、適切なサービスが過不足なく提供され安気に暮らせるまちづくりとして8つの施策を上げております。

ここからは、資料9-2の計画の本編を御覧ください。

63ページからの第4章になります。

本年6月に各課における第7期計画の実施状況、9月には第8期計画への反映内容について関係各課の状況調査を行い、第4章において基本目標、施策の方向性ごとにその具体的な取組を数値目標とともに記載しております。特に、重点項目とするものについては、1ページ戻りまして62ページの施策体系のページと、あと第4章のそれぞれ該当する項目に重点と記載しております。また、第7期計画と比較して新たに取り組む事業につきましては、67ページの17番のように新規と記載しております。

85ページからの第5章は、サービス事業量の推計と介護保険料になります。

86ページは、要支援・要介護認定者の推計を掲載しております。

87ページから89ページまでは、第8期計画期間のサービス利用者数の推計になります。

現時点では、ここにある数値をお示ししておりますが、つい先日も厚生労働省から新型コロナウイルス感染症により特定の月のサービス利用に影響があった場合の補正方法についての通知があるなど、今後も数値を変更する必要がある場合がありますので御了承願います。

90ページから93ページまでは、介護保険の総事業費の見込みになりますが、国から令和3年度の介護報酬の改定内容が公表されておられませんので、それが公表されてから掲載することになります。その関係で96ページの介護保険料につきましても、総事業費の見込みが確定してから最終的な推計を行いまして、条例改正を経て掲載することになります。

その介護保険料を定めるに当たりましては、介護サービスの利用が年々増加傾向にある中ではございますが、基金も6億円以上積み上がってきておりますので、それを取り崩すことで、できる限り介護保険料の上昇を抑えていきたいと考えております。

今後の予定ですが、第8期計画の内容につきまして、令和3年1月にパブリックコメントを実施し、3月議会において介護保険条例の改正を上程させていただく予定でございます。

説明は以上です。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

それでは、ただいま報告について質疑ございますでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 今期の介護保険事業計画を実践してきた中で、介護事業者、高齢者介護事業に関わってきた市内の事業者、主に市内にその場所があるという意味でいいと思うんですけど、動態はどうでしょうか。簡単に言うと倒産して撤退したとか、そういう事業があるなら教えてほしいのと、もう一つは、全てが施設に入れるわけじゃないので、在宅でいわゆる居住施設も大事な要素になってくる。それは、多機能型グループホームであるとかサービス付高齢者向け住宅等の何種類かいろいろあるけれども、全体としては可児市内においては増大しているのか、さほど変わっていないのか、あるいは撤退等があった難しい状況が出ているのか、その辺の状況についてどういう判断を持っておられますか。

○介護保険課長（佐橋裕朗君） まず事業者の実態ですが、やはりこの新型コロナウイルス感染症の影響で特に可児市においては4月利用、これが前年割れしております。これはデイサービスがほとんどで影響したと考えておりますが、ただそれ以外の月は、全ての月において前年度を超えた利用がなされております。さらに3月から4月の前年度割れした月も含めま

して、3月、4月、5月は新型コロナウイルス感染症の影響があったと考えておりますが、6月以降は全ての月において、昨年の対前年度比よりも今年の対前年度比のほうが全ての月で多くなっていますので、そこまで影響が及んでいるとまでは考えておりません。倒産という話も聞いておりません。

それと、先ほどの老人ホームですとかサービス付高齢者向け住宅に関しましても、これまでこちらとなかなか連携が取れていなかった部分があるんですが、今後は国のほうもしっかり連携を取っていくということになっていきますので、先ほども資料9-1の3ページの一番上ですね、ここで可児市の居住系サービスが全国平均、岐阜県平均と比較して少ないというところをお話しさせていただきましたが、この部分をそれぞれのそういったサービス付高齢者向け住宅などの事業者が担っていただいております。それが減っているとかがそういった話は伺っておりません。以上でございます。

○委員長（板津博之君） ほかに、この件について質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項(6)可児市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○介護保険課長（佐橋裕朗君） 引き続きよろしく申し上げます。

資料は特にございませぬ。第8期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定につきましては先ほど御説明させていただいたところですが、この計画の中で、3年間の介護給付等対象サービスの見込み量などから算定した介護保険料を条例にて定めるため、介護保険条例を改正させていただくものです。3月議会に上程させていただく予定で準備を進めております。

説明は以上です。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

ということでございますので、今の件につきましては、何か発言ございますか。よろしかったですね。

〔「なし」の声あり〕

それでは、この件に関しては終了といたします。

ここで議事の都合上、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時36分

---

再開 午前11時40分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に続きまして会議を再開いたします。

次に、報告事項(7)可児市教育委員会いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（石原雅行君） 資料ナンバー10を御覧ください。

9月議会で、可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例について議決いただき、可児市教育委員会いじめ重大事態調査委員会を設けることになりました。その調査委員会委員の委嘱について報告させていただきます。

令和2年11月18日に開かれた第12回可児市教育委員会会議において、以下の名簿の方がいじめ重大事態調査委員として承認されました。

学識経験者として中部学院大学教育学部長の宮本さん、弁護士は坂祝町の鈴木さん、医師は美濃加茂市にあるのぞみの丘ホスピタルの院長の児玉さん、臨床心理士は多治見市の石丸さん、社会福祉士は岐阜市の徳広さん、学校心理士は関市の早川さんで、以上6人の各専門分野の方をお願いすることになりました。なお、国のいじめ重大事態調査に関するガイドラインにより、調査組織は利害関係のない第三者で構成することになっており、可能な限り市外の方を推薦してもらうように各種団体に依頼したところ、全員市外の方になりました。

委員の所掌事務は、議案を上程した際に既に説明させていただいているところですが、いじめ重大事態が発生した際に事実関係を明確にするための調査、審査、審議等を行い、再発防止の提言を行うというものです。

重大事態の事案に応じ委員全員に調査、委員の中から必要な専門委員だけによる指名委員による調査、重大事態の案件が増え、委嘱する委員では足りない場合などに委員を別に委嘱し臨時委員を加えた調査で行うこととなります。

委員の任期は令和5年3月31日です。第1回目の調査委員会は、12月18日に実施する予定です。以上です。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。よろしかったですかね。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、この件は終了といたします。

次に、報告事項(8)兼山小学校の児童数の状況についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（石原雅行君） 兼山小学校の児童数の状況、見込み等について報告させていただきます。

兼山小学校の児童数が徐々に減ってきております。平成17年度の合併のときには全校児童が96人いました。今現在は57人です。将来的にも減る見込みです。

学年の児童数が国・県の基準の人数を下回ると複式学級になります。複式学級とは、異なる2つの学年が1つの教室で1人の先生から学ぶことです。例えば3年生が前のほうで黒板を見る、2年生は後ろの黒板で見るという、ただ担任の先生は1人ですよという、そんなようなイメージになります。基準は、児童が2つの学年で15人以下となった場合です。1年生

を含む場合は8人以下となります。例えば3年生が10人、2年生が5人になってしまったと、その場合は複式学級になります。

現在の児童数としては、令和9年度から複式学級になる見込みです。ただ、急に転出することになると複式学級になる可能性はあります。これらの内容は、兼山小学校の保護者の方へは説明してあります。今年度は他市の事例などの情報収集を行い、令和3年度から保護者へアンケートをするなど、今後どのようにしていくのかの検討について取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの報告について質疑のある方見えますか。よろしかったですね。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

ここで議事の都合により暫時休憩といたします。以降の議事は、委員のみで協議しますので執行部の方は退席いただいて結構です。ありがとうございました。お疲れさまでした。

休憩 午前11時46分

---

再開 午前11時47分

○委員長（板津博之君） それでは、会議を再開いたします。

3. 協議事項(1)少人数学級の推進及び教職員の定数改善を求める意見書（案）についてを議題といたします。

これにつきましては、会期前委員会で私のほうから説明をさせていただいておりますが、今まで、前回の9月議会の委員会の中でも少人数学級の20人以下学級という請願の審査をした際にも不採択とはなりましたが、当委員会から意見書を何とか出す方向でということもありましたし、また先月行った教育委員との懇談会におきましても、少人数学級をテーマとさせていただいております。

それを受けまして、今回このような意見書を山根委員から発意ということで、少人数学級の推進及び教職員の定数改善を求める意見書（案）というものを会期前委員会で皆さんにお示しをさせていただきまして、若干文言の修正、「一人ひとり」という表記につきましては私のほうで修正をさせていただきましたので、今皆さんお手元にあるこの案文と、こういうことになっております。

あと、皆さん新聞記事、これは11月29日の中日新聞の朝刊ですけれども、予算で攻防少人数学級という、これは国のほうの今の動向も参考資料としてお示しをさせていただいております。文部科学省と財務省のほうで、文部科学省はコロナ禍で細かな指導ということで予算づけをしてくれというようなことを言っておるんですが、財務省は、教員を増やせば質の低下を生んでしまうのではないかという懸念も財務省は示しておるということで、そういう資料となっておりますが、いずれにしても、当委員会から今回この意見書を提出させていただくという方向で、これからこの案文の内容につきまして皆さんの意見をお聞きして、何

とか成文化していきたいというふうに思いますので、何かこの内容の部分について御意見ございませんでしょうか。

○副委員長（松尾和樹君） それでは、私のほうからは配付いただいた資料のこの新聞記事のことなんですけれども、2段目の左側をちょっと読み上げさせていただきます。

そもそも少人数学級に財務省が懐疑的なのは、肝心の学力向上などの点で明確な効果が見えない点だ。経済協力開発機構（OECD）も報告書でそのようにまとめている、ということでした。それで私ももう少し調べてみましたところ、やはり日本では実験によって教育政策の効果測定がほとんど行われてきていませんでしたとありました。つまり、エビデンスがないということですね。なので、その学力という部分で今回のこの意見書に言及されてあった部分をちょっと今回は省いてはどうかというふうに思いました。

「学力向上にも効果がある」、それから「高い教育効果が期待できる」というのがこの意見書の条文の下から5あたりにありますので、ここを省いてちょっと前から読み上げると、「個に応じたきめ細やかな学習指導が行える。また、発言・発表など子ども一人ひとりの活躍の場が増加する」としてはどうかということでございます。以上です。

○委員長（板津博之君） 今、副委員長から御指摘がございましたけれども、前回は請願の審査をした際に、少人数学級が必ずしも学力向上にはつながらないんじゃないかというようなこともありましたし、この新聞記事の引用も今された上で、この意見書（案）中にあります案文中にある「学力向上にも効果がある」という部分と、「高い教育効果が期待できる」という部分を削除したほうがいいんじゃないかという提起でありましたが、これにつきまして。

○委員（伊藤健二君） 学力向上にも効果がある、否定する向きもあるし、財務省は初めから教員なんか増やしたって質は高まらんよと、教員の質が落ちておるんだからという決めつけがあるんだけど、これは市民の声からすると、あるいは教育委員との懇談、あるいは前の請願者のそうした教師経験者との結果からいっても該当はしないと思うんです。学力向上に効果はある、少なからずあるのか大規模に影響があるのかはともかくとして、少人数で教師が見られるようになれば、それは一人一人の個の発達レベル、あるいは状況に応じて対応できるわけで、複式学級というのは一番そういう点でいうと大変な状況になりますよね。学年が違うし、発達レベルが構造的に違うのを無理やり1つにして子供の数と教師の数をつじつま合わせしようという手法ですから、複式学級は話題の外ですのでちょっと置いておいて、ともあれ少人数、今の1クラスの人数を少数化してやるということは、基本的には子供の発達の程度に応じて対処ができる重要な手法の一つであって、教師の質の問題はまた別途の、教育のもっと大学教育を含めた専門教育の問題等々の問題も連動しますから、まずクラスをどうするかという問題、定数改善を求める意見書としては学力向上も効果があるという立場をやっぱり主張していく必要があると思います。

それから、「子ども一人ひとりの活躍の場が増加し」というのは、どういうふうに表現するかというレベルの話で発言・発表などが悪い効果になるとは思わないんで、顔を見て、子供と目を見合って話ができる教育環境というのは、本当に基礎的な状況だというふうに考え

ればこの表現は特別削る必要はないと私は思って、このままでいいと思っています。

あと、文言「一人ひとり」には直っていますから、基本的にはシンプルな内容でまとめられているなあとと思っています。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかにこの件について、その文言を削除すべきなのか、また違う形で残すという手もありますけれども、それぞれの委員さんの意見をお聞きしたいなあとと思いますが、いかがですか。

○委員（山根一男君） これはもう見方がもし違うのであれば、その議論の分かれるところを訴えるほどのことはないと思ひまして、私としては出すことにまず意味があると思ひまして、これはいろんなところを見ながら実際に通っているものを出してきているんですけども、これがそういうエビデンスがないというようなことが言われるようなことであるのであれば、抜くことも全くやぶさかではないと私は思っています。

○委員（川合敏己君） 私は、副委員長がおっしゃられた意見もなるほどとは思ったんですけども、そもそもこの内容については私はすごくいい意見書案だと思ひておりましたので、教育委員会のほうにもちょっと意見を聞いてみましたら、これを出していただけるとありがたいというような話も伺いましたし、いいんじゃないかなあと。

特に、私はこの要望事項のやっぱりなかなか一遍に改正は難しいんですけども、段階、学級編制の標準、順次改定するとともにという無理のない形での要望、意見書になっておりますので、私はこの点をちょっと注視しながら、このままでいいんじゃないかなあというふうに思っております。

○委員（中野喜一君） 学力向上にも効果があるという断定ではなくて、効果が見込まれるのではないとか、そういう推定のあれでやるのが落としどころとしては一番いいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（板津博之君） 私も、ちょっと案としては「学力向上にも期待が持てる」とかですね、そうすると下も期待できると書いてあるんでダブっちゃうんですけど、今中野委員がおっしゃられたように「学力向上も見込まれる」とか、そういう表現にしたらどうかということですが、いかがですかね。

○委員（伊藤健二君） 折衷案というか妥協案でごめんなさいですけど、学力向上というのが断定的に言われると、これはエビデンスがどうなんやという議論になったということなんでしょう。だから、ここの学力が自動的に向上するもんじゃないという議論もあるならこの学力向上にも効果の部分を取っちゃって、「学習指導が行える。また、発言・発表など」につなげて「高い教育効果が期待できる」というふうにすれば、短くして話題のテーマになる学力向上、この言葉をちょっと、今回はそこは中心ではないので整理したらどうかということなんです。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。そういうことで、ちょっと副委員長、いま一度その今の案で読み上げてもらうと助かるんですが、その部分だけで結構です。

○副委員長（松尾和樹君） それでは、「少人数学級は、教室にゆとりが生じることにより、



感染症の予防になることはもとより、児童生徒一人ひとりに目が行き届き、個に応じたきめ細やかな学習指導が行える。また、発言・発表など、子ども一人ひとりの活躍の場が増加し、高い教育効果が期待できる」です。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。じゃあ、そういう今の副委員長の読み上げた文章でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、今の内容での当委員会から意見書を提出するということに御異議ございませんか。改めまして。

〔「異議なし」の声あり〕

では、意見書（案）を教育福祉委員会からの提案として議会運営委員会に提出することといたします。

それでは、次に議会報告会での意見についてを議題といたします。

11月20日に開催した議会報告会で、参加者から出された意見の中から教育福祉委員会で取り組むべき課題や調査、検討していくべき課題など御意見がありましたら伺いたいと思いますということで、皆様のお手元に教育福祉委員会資料12-1と12-2の資料2枚ですね。12-1は裏表の資料となっております。議会報告会の実施報告書ということで、これは一度見ていただきまして、教育福祉委員会はどうしても新型コロナウイルス感染症の関係がほとんど全てこちらに、一部建設市民委員会なり、それから総務企画委員会とかぶっている部分もあるんですけども、このような御意見がありましたよということで、私としては、これはもちろん渦中でもありますので今後継続課題の中でももちろんこういったことを、このいただいた意見があったよということで委員の皆さんで共有できればというふうに思っておりますが、何かこれを見て御意見ございましたらお聞きしますが、いかがですか。

○委員（勝野正規君） 新型コロナウイルス感染症関連につきましては、議員からも種々執行部に対して意見を申し上げておりますし、議会でも宣言をしておりますので、今議会が執行権を持っておるわけじゃないんで共有するというので今回とどめておけばよろしいかなと思っております。

○委員長（板津博之君） はい、ありがとうございます。

そのようにさせていただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、以上で本日の案件は全て終わりました。

そのほかに何かございましたらお願いいたします。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会 午後0時01分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月14日

可児市教育福祉委員会委員長